

平成 2 4 年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

(廃 止 ・ 縮 減)

No	2	府 省 庁 名 経 済 産 業 省																	
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割） 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）																		
見直し項目名	軽油引取税の課税免税の特例（建設用粘土製品（陶器かわらに限る））																		
見直し内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 建設用粘土製品（陶器かわらに限る。） 製造業を営む者の製造工程における焼成及び乾燥。 ・ 特例措置の内容 上記陶器かわらの製造工程における焼成及び乾燥において使用される軽油に係る軽油取引税に関し、課税免除措置を廃止するもの。																		
関係条文	地方税法附則第 1 2 条の 2 の 4 第 1 項第 5 号 同法施行令附則第 1 0 条の 2 の 2 第 6 項																		
増収見込額	— （ — ） （単位：百万円）																		
廃止又は縮減の理由	現在、陶器かわらの製造工程における焼成及び乾燥において使用される燃料は、軽油から重油及び灯油等の他の燃料を使用する窯に替わり、利用実績も少なくなっており、課税免除措置を廃止することとした。 （参考） 税負担軽減措置等の適用実績 <table><thead><tr><th></th><th>使用者数</th><th>使用数量</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2 1 年度</td><td>1 社</td><td>2 0 KL</td><td>0. 0 6 億円（同左／社）</td></tr><tr><td>2 0 年度</td><td>1 社</td><td>2 0 KL</td><td>0. 0 6 億円（同左／社）</td></tr><tr><td>1 9 年度</td><td>1 社</td><td>8 3 2 KL</td><td>0. 2 6 7 億円（同左／社）</td></tr></tbody></table> ※①免税軽油使用者数、免税軽油使用数量は、全国陶器瓦工業組合連合会調べ ②減収額：免税軽油使用量×税額（3 2. 1 円／L）				使用者数	使用数量	減収額	2 1 年度	1 社	2 0 KL	0. 0 6 億円（同左／社）	2 0 年度	1 社	2 0 KL	0. 0 6 億円（同左／社）	1 9 年度	1 社	8 3 2 KL	0. 2 6 7 億円（同左／社）
	使用者数	使用数量	減収額																
2 1 年度	1 社	2 0 KL	0. 0 6 億円（同左／社）																
2 0 年度	1 社	2 0 KL	0. 0 6 億円（同左／社）																
1 9 年度	1 社	8 3 2 KL	0. 2 6 7 億円（同左／社）																